

福井県環境影響評価条例のあらまし

環境アセスメント制度



福 井 県

福井県の環境影響評価制度

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、事業者が、土地の形状の変更や工作物の新設など環境に影響を及ぼすおそれのある事業の実施に当たり、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ調査、予測および評価を行うとともに、その結果を公表して、県民、知事などから環境保全の見地からの意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全について適正な配慮がなされることを目的とするものです。

福井県では、こうした、住民の参加、知事や市町村長の関与、調査・予測・評価の方法、事業の実施中および実施後の手続（事後調査）などを条例で定めています。

福井県の環境影響評価制度の体系

福井県環境影響評価条例

〔環境影響評価その他の手続を規定〕

- ・環境影響評価の手続
- ・事業実施および実施後の手続
- ・対象事業の種類
- ・環境影響評価法との関係 など

福井県環境影響評価施行規則

〔福井県環境影響評価条例の実施に関する事項を規定〕

- ・第1種、第2種事業の規模
- ・第2種事業の判定基準
- ・環境影響評価の手続の詳細 など

福井県環境影響評価技術指針

〔環境影響評価の技術的事項を規定〕

- ・環境影響評価の対象とする環境要素
- ・環境影響評価および事後調査の実施の手順
- ・環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価の手法の選定に関する指針
- ・環境保全のための措置に関する指針
- ・方法書、準備書、評価書等の記載方法

環境影響評価条例制定までの経緯

平成4年9月	福井県環境影響評価要綱の制定
平成7年3月	福井県環境基本条例の制定
平成9年6月	環境影響評価法の制定
平成11年3月	福井県環境影響評価条例の制定
平成11年6月	福井県環境影響評価条例の施行

(行政指導による制度化)
(環境アセスメントを位置付け)
(環境アセスメントの条例化)
(環境アセスメントの条例化)

福井県環境影響評価条例の概要

1

スクリーニングについて

事業の実施が環境へ及ぼす影響の程度は、事業内容や事業が実施される地域の状況によって異なり、一定規模以下の事業であっても、環境影響が著しくなるおそれがあると考えられることから、条例では、必ず環境影響評価を実施する事業（第1種事業）と、第1種事業に準ずる規模の事業であって知事が個別に判定を行う事業（第2種事業）を定めています。第2種事業については、事業者の届出により、知事が判定基準に基づき環境影響評価を実施するかどうかの判定を行います。

環境影響評価を実施することと判断された事業は、第1種事業と同様、条例に規定する対象事業として手続を行うこととなります。

2

スコーピング（「方法書」）について

事業実施に当たって適切な環境配慮が行なわれるためには、事業計画のできるだけ早い段階から地域の環境情報の収集が幅広く行われることが重要です。

こうしたことから、条例では、事業者は環境影響評価の実施前に、評価の項目や調査等の手法を記載した環境影響評価方法書（「方法書」）を作成し、これを公告・縦覧し、方法書に対する住民、知事などの意見を聴くこととしています。

事業者は、方法書に対する住民、知事などの意見を踏まえ、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目や調査等の手法を選定します。

この一連の手続を、スコーピングといいます。

3

環境影響評価準備書について

事業者は、調査の実施、その調査結果に基づく予測、評価および環境保全対策の検討を行い、環境影響評価準備書（「準備書」）を作成します。

事業者は、準備書を公告・縦覧し、準備書に対する住民、知事などの意見を聴くこととしています。

環境影響評価においては、調査・予測・評価を行うことと併せて、事業が環境に及ぼす影響をできる限り小さくするための措置を検討し、その検討結果についても準備書に記載することが求められています。

4

環境影響評価書について

事業者は、準備書に対する住民、知事などの意見を踏まえ、環境保全対策の検討等を行い、準備書を修正して環境影響評価書（「評価書」）を作成し、公告・縦覧します。

この際、住民は準備書に対して述べられた意見への事業者の対応を確認することができます。

5

事後調査について

条例では、評価書公告後においても適切な環境配慮が行なわれるよう事後調査に関する手続を定めています。

事業者は、事業の施工中や供用後の環境影響や環境保全対策の効果などを検証するため、事後調査計画書（「計画書」）を作成し、計画書に基づき事後調査を実施し、その結果を知事に報告することとしています。

また、知事は、必要と認める場合には、事業者に対して、さらなる環境保全対策の実施などを求めることがあります。

対象事業について

事業の種類	第1種事業の要件	第2種事業の要件
1 道路の建設		
高速道路	すべて	
一般国道・県市町村道	4車線以上かつ長さ10km以上	4車線以上かつ長さ7.5km以上10km未満
林道	幅員6.5m以上かつ長さ20km以上	幅員6.5m以上かつ長さ10km以上20km未満
2 河川		
ダム・堰	湛水面積 100ha 以上	湛水面積 75ha 以上100ha 未満
放水路・湖沼開発	改変面積 100ha 以上	改変面積 75ha 以上100ha 未満
3 鉄道の建設		
新幹線鉄道	すべて	
普通鉄道・軌道	長さ 10km 以上	長さ 7.5km 以上10km 未満
4 飛行場	滑走路の長さ 2,000m 以上	滑走路の長さ1,500m以上2,000m未満
5 発電所		
水力発電所	出力 3万kW 以上	出力 2.25万kW 以上 3万kW 未満
火力発電所	出力 15万kW 以上	出力 11.25万kW 以上15万kW 未満
地熱発電所	出力 1万kW 以上	出力 0.75万kW 以上 1万kW 未満
原子力発電所	すべて	
6 公有水面埋立・干拓	面積 50ha 超	面積 40ha 超 50ha 以下
7 土地区画整理事業	面積 100ha 以上	面積 75ha 以上100ha 未満
8 流通業務用地造成	面積 100ha 以上	面積 75ha 以上100ha 未満
9 住宅用地造成	面積 100ha 以上	面積 75ha 以上100ha 未満
10 工業用地造成	面積 50ha 以上	面積 40ha 以上 50ha 未満
11 廃棄物処理施設		
廃棄物最終処分場	面積 30ha 以上	面積 25ha 以上 30ha 未満
廃棄物焼却施設	処理能力 100t/日 以上	処理能力 75t/日以上100t/日未満
し尿処理施設	処理能力 100kℓ/日 以上	処理能力 75kℓ/日以上100kℓ/日未満
12 工場等の建設		
	燃料使用量 10kℓ/時 以上	燃料使用量 7.5kℓ/時以上10kℓ/時未満
	排水量 1万m³/日 以上	排水量 7,500m³/日以上1万m³/日未満
13 レクリエーション施設の建設		
ゴルフ場・スキー場	面積 50ha 以上	面積 40ha 以上 50ha 未満
運動・レジャー施設	面積 50ha 以上	面積 40ha 以上 50ha 未満
14 自然公園事業	面積 50ha 以上	面積 40ha 以上 50ha 未満
15 農用地の造成	面積 500ha 以上	面積 400ha 以上 500ha 未満
16 土石採取	面積 30ha 以上	面積 25ha 以上 30ha 未満

第1種事業

規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれのあるものとして、必ず環境影響評価を実施しなければならない事業をいいます。

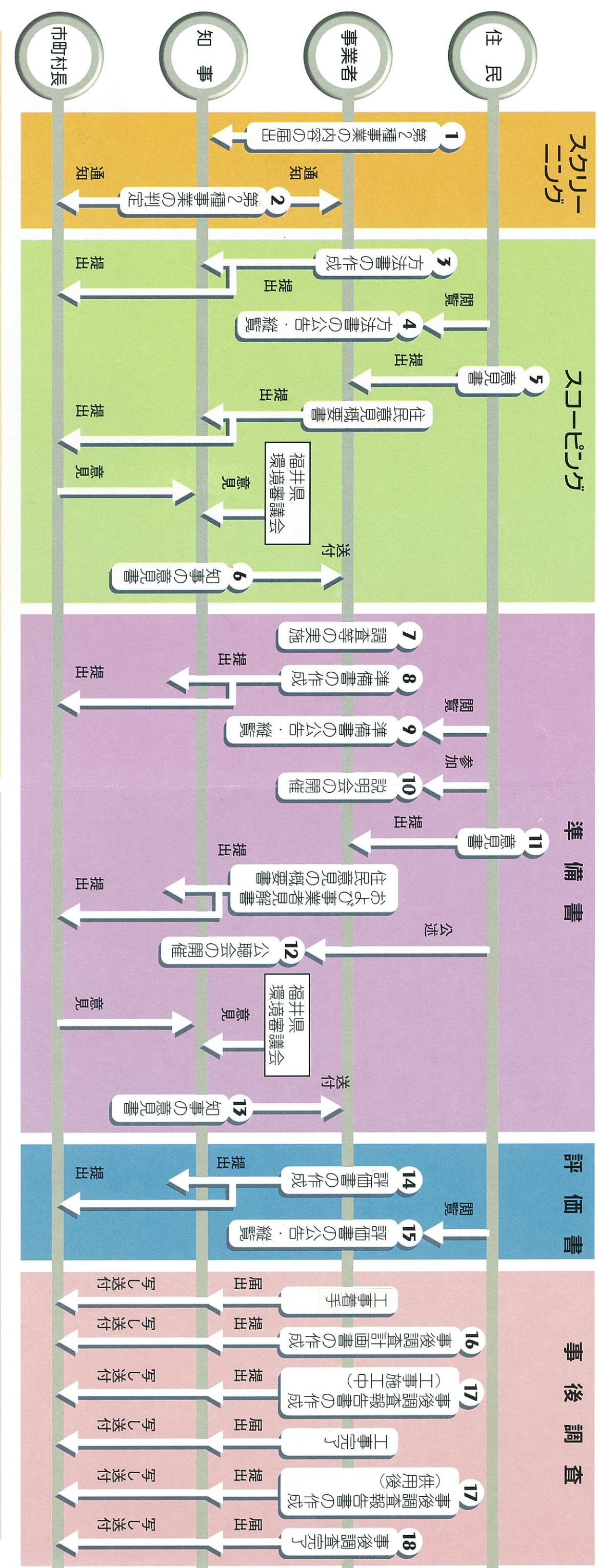
第2種事業

第1種事業に準ずる規模で、環境影響評価の実施の必要性を知事が個別に判定する事業をいいます。

対象事業

第1種事業または環境影響評価の実施が必要と判定された第2種事業をいいます。

福井県環境影響評価条例の手続きの流れ



- 第2種事業の内容等の届出
第2種事業を実施しようとする者は、その事業について環境影響評価を実施する必要があるかどうかの判定を受けるため、その内容等を知事に届出します。
- 第2種事業の判定
知事は、事業内容や事業が実施される地域の環境特性を踏まえて環境影響評価の実施する必要があるかどうかを判定し、事業者および市町村長に通知します。
- 方法書の作成
事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価の手法等を記載した環境影響評価方法書（「方法書」）を作成し、知事および関係市町村長に提出します。
- 方法書の公告総覽
事業者は、方法書について公告を行い、公告の日から1月間総覽に供します。
- 方法書についての意見書
方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、総覽期間（1月）+2週の間に、事業者に対し意見書を提出することができるきます。
- 方法書についての知事の意見
事業者は、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、総覽期間（1月）+2週の間に、事業者に対し意見書を提出することができるきます。
- 公聴会の開催
知事は「**13**」の知事の意見を述べるに当たり、必要があると認めるときは、公聴会を開催します。
- 公聴会の開催
事業者は、準備書について周知を図るため、関係地域内で説明会を開催します。
- 準備書についての意見書
準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、総覽期間（1月）+2週の間に、事業者に対し意見書を提出することができます。
- 公聴会の開催
知事は「**13**」の知事の意見を述べるに当たり、必要があると認めるときは、公聴会を開催します。
- 準備書についての知事の意見
知事は、住民意見概要書、住民意見に対する事業者見解書、公聴会において述べられた意見、関係市町村長の意見および福井県環境審議会の意見を踏まえ、事業者に対し、環境の保全の見地からの意見を述べます。
- 評価書の作成等
事業者は、工事施工中および供用後ににおける環境影響を把握するするために行う調査（「事後調査」）の項目および手法等について記載した計画書（「事後調査計画書」）を作成し、知事に提出します。
- 評価書の作成等
事業者は、事後調査の結果を記載した報告書（「事後調査報告書」）を作成し、知事に提出します。
- 評価書の公告・総覽
事業者は、評価書について公告を行い、公告の日から1月間総覽に供します。
- 事後調査計画書の作成
事業者は、工事施工中および供用後ににおける環境影響を把握するするために行う調査（「事後調査」）の項目および手法等について記載した計画書（「事後調査計画書」）を作成し、知事に提出します。
- 事後調査報告書の作成
事業者は、事後調査の結果を記載した報告書（「事後調査報告書」）を作成し、知事に提出します。
- 事後調査完了
事業者は、事後調査計画書に基づく事後調査が完了したときは、知事にその旨を届出ます。

環境要素

調査、予測および評価の対象となる環境要素は、次のとおりです。



環境保全措置の検討

従来の環境影響評価制度では、環境基準などの目標を達成するかどうかの観点から評価を行っていました。こうした目標を達成することは重要なことですが、条例では、さらに、事業者ができる限りの環境への影響を小さくしているかどうかといった観点の評価も取り入れています。

具体的には、「回避」、「低減」、「代償措置」といった環境保全措置を検討することやその検討結果を準備書や評価書に記載することなどを条例で義務づけています。

環境影響評価法との関係

事業が法律の対象事業となった場合には、評価書までの手続は、法律に基づき実施することとなります。事後調査については、条例に基づく手續が必要です。

情報公開と住民参加

条例では、情報公開と住民参加に関する手続きを設けています。住民の皆様の環境保全上の情報や知識を環境アセスメントに反映させるため、積極的な御参加と御協力をお願いします。

◆縦 覧

方法書、準備書、評価書は、事業所の事務所、関係市町村などで1月間縦覧され、誰でも見ることができます。

◆方法書と準備書についての意見

方法書と準備書について環境保全上の意見のある人は、誰でも事業者に対して意見書を提出することができます。

◆説明会と公聴会への参加

説明会は、事業者が直接住民の皆様に準備書の内容を説明し、理解を深めていただくために開催するものです。準備書の内容について事業者に質問をすることができます。

公聴会は、必要に応じて知事が直接住民の皆様から準備書の内容について環境保全上の意見を聞くために開催するものです。知事は意見を述べたい人を募集します。

情 報 提 供

福井県の環境ホームページでは、環境影響評価の対象事業に関する情報（方法書、準備書などの縦覧期間や縦覧場所、説明会の開催日時、知事意見など）をこれまでに実施されたものおよび現在進行中のものを含めて提供しています。また、福井県内の環境情報なども併せて提供していますので、ご覧ください。

ホームページ <http://www.erc.pref.fukui.jp/info/assess>



環境影響評価制度に関する問い合わせ

福井県福祉環境部環境政策課環境指導審査室

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

TEL 0776-20-0303

FAX 0776-20-0634

E-mail kankyou@ain.pref.fukui.jp



このパンフレットは、古紙配合率100%の再生紙を利用してます。